

## 5 各教育主体の教育内容と教育方法の例

### (1) 販売事業者

#### 特色

- 多くの自転車利用者と接する機会があり、自転車の種類ごとの知見を有する。
- 実際に乗る運転者と自転車に応じた教育内容を選択できるほか、自転車に乗ることものの保護者も含めてアドバイスを行うことにより、家庭における交通安全意識の醸成が期待できる。
- 販売時等に効果的な教育を行うとともに、自転車購入者に対する教材を配布することができる。

#### 主な教育の対象

全ライフステージ

※ p.14 「未就学児」、p.20 「小学生（1～3年生）」、p.27 「小学生（4～6年生）」、p.37 「中学生」、p.46 「高校生」、p.54 「成人」、p.64 「高齢者」 参照

### 「技能」の教育内容・教育方法の例

教育内容	幼児同乗用自転車、電動アシスト自転車の特性や運転時の注意点
教育方法（例）	・幼児同乗用自転車等の運転時の注意点（参照：p.56 「 <span style="color: green;">20</span> こどもを乗せて自転車を運転するときの注意点」、p.59 「 <span style="color: green;">21</span> 電動アシスト自転車の交通事故と運転時の注意点」）について試乗を通じた説明、リーフレット等を示しながらの説明
教育内容	自転車の基本的な操作と乗車姿勢、体格に合った自転車に乗ることの重要性
教育方法（例）	・販売時や試乗時における自転車の正しい乗車姿勢・ブレーキ操作等の基本操作についての説明 ・サドルの調整・固定方法や自転車の点検整備の具体的方法の実演とポイントの説明

#### 教育を行うときのポイント

- ・体格に合わない自転車は、「正しい姿勢で乗車できず転倒等の事故につながる」など具体的な危険を挙げ、子どもの成長に合わせてサドルの高さの調整をすることが必要なことを説明しましょう。

## 「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	普通自転車が通行できる場所
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通自転車が通行できる場所を説明（参照：p.105 「1 道路交通法上の自転車の位置付け」、p.106 「2・3 自転車の通行場所と通行方法」）</li> <li>普通自転車の規格外になる自転車は歩道を通行することができないなど、普通自転車の通行場所・通行方法と異なることを説明（販売する場合）</li> </ul>

教育内容	各ライフステージで重点的に教育すべき交通ルール
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通ルールが記載されたリーフレットの配布とリーフレットに基づく説明</li> <li>周辺地域の事故多発地点や、各ライフステージにおける事故実態の説明</li> <li>販売等の手続時間を利用した交通ルール理解度テストの実施や交通ルール学習動画の視聴</li> <li>自転車と同時のヘルメット購入を促すとともに、こどもに同伴する保護者を含め、全ての年齢でヘルメットの着用が努力義務となっていること、ヘルメットを正しく着用したときの被害軽減効果について説明</li> </ul>

教育内容	点検整備の着眼点と方法
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車の安全な走行を維持するため、定期的（年1回が目安）に自転車点検することが重要であることの説明</li> <li>BAAマーク、SGマーク、JISマーク、TSマークといった自転車の安全性を示すマークの意味について説明（参照：p.72 「column 8 自転車の安全性を示すマーク」）</li> </ul>

### 教育を行うときのポイント

- 口頭による説明のほか、交通ルールが記載されたリーフレットを活用し、自転車の通行場所と通行方法、指定場所における一時停止など重要なポイントを具体的に示しながら説明しましょう。

#### 【事例】店頭でのリーフレットの配布

株式会社あさひでは、自転車の製品や機能以外に、交通ルール等が記載されたリーフレットを作成し、自転車を販売するときに、購入者に配布しています。



## Column8

### 自転車の安全性を示すマーク

自転車の安全基準として参考となるのが、車体に貼付されているマークです。

マークの中で、普通自転車に深い関わりのあるものとして、主にBAAマーク、SGマーク、JISマークがありますが、いずれもメーカー出荷時に貼られるものです。点検整備済証のTSマークは自転車安全整備店として登録された自転車店の自転車安全整備士が点検・整備したときに貼り付けられるもので、傷害保険と賠償責任保険が1年間ついています。他のマークが貼付された自転車に点検整備済証のTSマークが加わることで、より安全・安心に利用することができます。

(参考：自転車の安全利用促進委員会HP)

名称	BAAマーク	SGマーク	JISマーク	TSマーク (点検整備済証)
マーク貼付のタイミング	メーカー出荷時	メーカー出荷時	メーカー出荷時	自転車安全整備店での点検時
交付団体	一般社団法人 自転車協会	一般社団法人 製品安全協会	工業標準化法による JIS認証取得者	公益財団法人 日本交通管理技術協会
説明	消費者の安全を第一に、業界自主基準である「自転車安全基準」を制定し、更に環境負荷物質使用削減も取り入れ、安全・安心だけでなく環境にも配慮した製品を目指している。これらの基準に適合した自転車に貼付されているのが「自転車協会認証」 BICYCLE ASSOCIATION(JAPAN) APPROVEDマーク。	対象製品ごとに安全性に関するSG基準が定められ、その基準に適合した製品に貼付されるマーク。同協会では自転車を含む各種消費生活用製品の安全性を認証している。また、対人賠償責任保険が付いており、自転車の有効期限の目安は購入日から5年間。Safe Goodsマーク。	国に登録された機関(登録認証機関)から認証を受けた事業者が、認証を受けた製品又はその包装等に表示することにより、その製品が該当するJIS規格に適合していることを示すマーク。現在、登録認証機関には、一般財団法人日本車両検査協会、一般財団法人日本品質保証機構などがある。Japanese Industrial Standardsマーク。	同協会に自転車安全整備店として登録された自転車店の自転車安全整備士により点検・整備を受けたことを示すマーク。点検整備済証のTSマークには青色マーク、赤色マーク、緑色マークの三種類があり、傷害保険と賠償責任保険が付いている。TRAFFIC SAFETYマーク。



## 「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	刑事・民事上の責任の理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>交通事故を起こした場合の損害賠償責任について、実際に自転車の交通事故で多額（9,500万円超）の賠償金が命じられた事例（参照：p.73 「<b>25</b>損害賠償事例と自転車損害賠償責任保険等の加入」）を紹介するなどして説明</li><li>販売時に、条例に基づく自転車損害賠償責任保険等の加入を促す</li></ul>

### 教育を行うときのポイント

- 都道府県によっては、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっていることを説明しましょう。

### **25 損害賠償事例と自転車損害賠償責任保険等の加入**

自転車損害賠償責任保険等への加入義務に関する条例は、平成27年10月に初めて兵庫県で施行され、その後多くの地方自治体で義務化や努力義務とする条例が制定されています。

令和6年4月1日現在、34都道府県において、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化、10道県において努力義務化する条例が制定されています。

#### 【高額賠償の事例】

賠償額：約9,500万円（神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）

- 男子小学生（11歳）が夜間、自転車で帰宅途中に歩道と車道の区分の無い道路（坂道を下っている途中）において、歩行中の女性（62歳）と正面衝突した
- 女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らず、寝たきりの状態となった
- 裁判所は、男子小学生の母親に対し、自転車の運転に関する十分な指導や注意をしていたとはいえず、保護者の監督義務を果たしていなかったとして、約9,500万円の損害賠償を認めた

令和6年4月1日現在

条例の種類	都道府県
義務 (34都道府県)	宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務 (10道県)	北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県
未制定 (3県)	島根県、長崎県、沖縄県

（参考：国土交通省）

## (2) レンタサイクル・シェアサイクル事業者

### 特色

- 事業者は、貸出時に、自転車の安全利用について、利用者に教育を行うことができる。
- ウェブサイトやアプリケーション等の媒体を有することが多く、これらを活用し、貸出前に的を絞った教育を行うことができる。

### 主な教育の対象

成人（外国人を含む。） ※p.54「成人」参照

### 「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	自転車安全利用五則（特にヘルメット）
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>交通ルールが記載されたリーフレットの配布、ウェブサイトやアプリケーションを通じた利用者への交通ルールの周知（例：ポップアップ通知による周知）</li><li>貸出時における交通ルール理解度テストの実施や交通ルール学習動画の視聴</li><li>貸出し拠点においてヘルメットを貸し出すとともに、貸出時に全ての年齢でヘルメット着用が努力義務となっていること、ヘルメットを着用したときの被害軽減効果について説明</li></ul>

### 教育を行うときのポイント

- 訪日外国人のほか、自転車を所有していない者やしばらく自転車に乗っていない者の利用も想定されます。動画やアプリケーションを活用して、国籍や年齢を問わず幅広い者を対象とした教育内容を心がけましょう。
- 特に訪日外国人に対しては、自転車は車道の左側通行が原則、歩行者優先、事故時の消防・警察への通報など基本的な交通ルールを説明しましょう。
- 外国人利用者が自転車の通行場所や通行方法、信号機の意味、標識の種類など日本の交通ルールを理解できるよう複数言語のリーフレット等を活用しましょう。

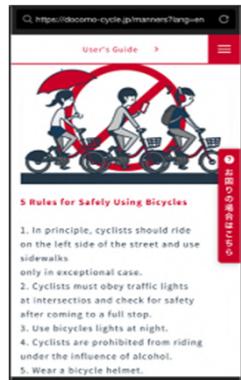
教育内容	事故時の対応
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>交通事故発生時における119番・110番通報の説明（参照：p.44「<span style="color: green;">18</span> 事故時の対応について」）</li></ul>

### 教育を行うときのポイント

- 交通事故発生時の通報は法律で義務付けられており、補償を受けるためにも、その場で通報し、立ち去らないことが重要であることを説明しましょう。

## 【事例】ウェブサイトでの外国語版交通ルールの周知

株式会社ドコモ・バイクシェアでは、外国人利用者に対して同社ウェブサイト及びアプリケーションで英語版の自転車安全利用五則を周知しています。



## 【事例】シェアサイクル利用時のヘルメット貸出し

石川県金沢市が実施主体となる金沢市公共シェアサイクルでは、提携窓口において無料でヘルメットを貸し出し事業を行っています。

## 「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	「ながらスマホ」等の危険な行為の危険性の理解
教育方法 (例)	・画像を注視しながらの運転や、携帯電話を持って通話しながらの運転は、文字や動画・会話に集中してしまい、注意力が散漫になって歩行者や車両を見落としたり、片手運転になったりして、他者と衝突する危険性があり、重大な交通事故に発展する可能性があることを説明

教育内容	刑事・民事上の責任の理解
教育方法 (例)	・リーフレットやウェブサイト、アプリケーション等を通じて、利用者による交通違反や交通事故の事例を示し、飲酒運転等の危険行為や交通事故に関する刑事・民事上の責任について周知

### 教育を行うときのポイント

- ・自転車の貸出しのときだけでなく、自転車を利用している間にも交通ルールを意識できるよう、車体やアプリケーション上のポップアップを活用して、「ながらスマホ禁止」や「飲酒運転禁止」の注意喚起を行い、利用者の安全行動を促しましょう。

### (3) 保護者・家族

#### 特色

- 子どもの行動に大きな影響を与える。子どもの安全と将来のため交通安全教育を実施することが求められている。
- 自転車の安全利用に必要な「技能」「知識」「行動・態度」に関して、日常生活の中で繰り返し教えることができ、子どもの年齢・成長に応じて交通安全教室等に参加させることができる。
- 高齢者の自転車の安全な利用を促すために、継続的に注意喚起することができる。

#### 教育を行うときのポイント

- ・交通安全教育は保護者・家族が正しい交通ルール等を理解していることが前提となります。保護者・家族が子どもと一緒に交通ルールを学び、保護者が子どもと一緒に自転車を運転するときには、ルールを守って模範的な運転を行い、子どもに正しい交通方法を見せることが大切です。

#### 主な教育の対象

未就学児～高校生、高齢者

※ p.14「未就学児」、p.20「小学生（1～3年生）」、p.27「小学生（4～6年生）」、p.37「中学生」、p.46「高校生」、p.64「高齢者」参照

#### 「技能」の教育内容・教育方法の例

教育内容	バランス能力の向上、ブレーキのかけ方
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自転車に乗る練習ができる公園等における幼児用のキックバイク等を活用した段階的なバランス能力の習得、保護者の補助による自転車の乗り方の練習</li><li>・進んでは止まるの反復練習（参照：p.19「column 2 ペダルなし二輪遊具（いわゆるキックバイク）」、p.21「「正しいブレーキのかけ方」とは？」）</li><li>・自治体や事業者が開催する交通安全教室への参加</li></ul>
教育内容	公道における交通ルール等（安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。）に則った運転の実践
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもが自転車を利用して公道を走行するときに、同伴する保護者が交通ルールを遵守した模範的な行動を実践</li></ul>
教育内容	加齢に伴う運転技能の変化の理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・低速でのバランスの保持や、緩やかな上り坂での発進等を通じた筋力や平衡感覚の衰えといった身体機能の変化の確認（参照：p.68「運転技能の確認」）</li></ul>

### 【事例】親子参加型の交通安全教室への参加

ブリヂストンサイクル株式会社では、こどもが自転車の乗り方を練習するときのサポート方法や自転車の交通ルールをこどもと共に保護者に学んでもらうため、親子参加型の自転車の乗り方教室を開催しています。



### 【事例】高齢者に対する交通安全教室

一般社団法人市民自転車学校プロジェクトでは、高齢者を対象に、バランス感覚や後方の安全確認の動作がスムーズに行えるか等を確認し、安全な運転に必要な行動をとることができているかを自ら確認する機会を提供することを目的とした交通安全教室を開催しています。



## 「知識」の教育内容・教育方法の例

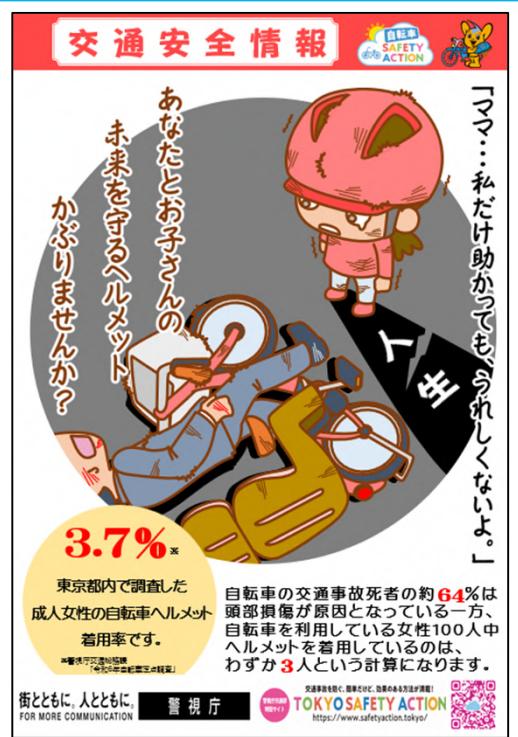
教育内容	各ライフステージで習得するべき知識
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>こどもを幼児同乗用自転車に同乗させたり、保護者と同伴走行したりするときに、保護者がこどもと一緒に交通ルールを学習</li><li>こどもの関心を引く教材を用いた教育</li><li>ヘルメットの正しい着用とその効果・必要性の説明、ヘルメット着用の促進（参照：p.24 「8 正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32 「14 ヘルメット着用が必要なのはなぜ？」）</li></ul>

### 教育を行うときのポイント

- こどもの成長に合わせた教育が大切です。これまでの習得状況等を踏まえて、必要に応じて各ライフステージよりも前段階の教育内容を選択して、交通安全の基礎を身に付けましょう。
- 保護者や家族が一緒に参加・実践しながら運転技能を習得しているかを確認し、御家族で自転車の安全な利用について話し合いましょう。
- 高齢者の自転車死亡事故（H27～R6）のうち、単独事故では、路外逸脱（道路の外に自転車が飛び出してしまうこと）と転倒が約9割を占めています。加齢によって運転技能が低下すると、命に関わる重大交通事故につながる可能性があることを理解し、御家族で自転車の安全な利用について話し合うことも重要です。（参照：p.65 「高齢者の事故類型別自転車死亡事故件数」）

## 教育を行うときのポイント

- ・ こどもを乗せて車を運転するときには、車のドライバーの視点では、自転車がどのように見えているのか、自転車のどのような運転が危険であるかなど、具体的に危険を伝えましょう。（参照：p.35 「**16** 運転席からの死角に注意」）
- ・ こどもは大人のまねをする特性があります（参照：p.15 「幼児の特性」）。ヘルメットの効果・必要性について、こどもが納得して理解できるよう、保護者がヘルメットを着用し、こどもにお手本を示しましょう。



## 「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の習得・徹底
教育方法 (例)	・ 日常的に道路を走行するときに、交差点等において「止まる」「見る」「確かめる」を繰り返し実践（こどもに対して模範を示す、声掛けを行う） (参照：p.17 「 <b>2</b> 「止まる」場所、「見る」方向、「確かめる」対象」)
教育内容	他の人がいることの認識及び他人を思いやる気持ちの醸成
教育方法 (例)	・ 歩行者として歩道や車道を通行するときにも、道路には他の人や自動車が存在することを教える ・ 日常生活や技能に関する教育機会を通じて、ほかの人や物、自動車とぶつからないためにどのように行動すべきか話し合う
教育内容	歩行者保護の重要性の理解と実践
教育方法 (例)	・ 自転車で走行中に歩行者とぶつかった場合には、歩行者がけがをするおそれがあることを教える ・ 知識に関する教育機会を通じて、歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮が必要かを話し合う
教育内容	身の周りの危険箇所の把握
教育方法 (例)	・ 地域の危険箇所とその場所で想定される危険について具体的に教える ・ 危険を避けるためには、どのように行動（回避行動）するべきか話し合う（参照：p.16 「 <b>1</b> 「徐行すべき場所」とは?」、p.17 「 <b>2</b> 「止まる」場所、「見る」方向、「確かめる」対象」、p.19 「 <b>4</b> 「出会い頭事故」が発生する場所」）

教育内容	歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点や道路を横断するときには、自動車の運転者から見落とされている可能性があること、見落としによる巻き込み事故に遭う可能性があることを教え、自動車の通過を待ってから進行するなど、事故防止のための具体的な行動について教える (参照: p.16 「<b>1</b> 「徐行すべき場所」とは?」、p.18 「<b>3</b> 「交差点」ってどんな場所?」、p.19 「<b>4</b> 「出会い頭事故」が発生する場所」、p.24 「<b>6</b> 歩道の通行方法」)</li> </ul>

### 教育を行うときのポイント

- 交通安全教育では、「自分自身を守ること」と「他者の安全に配慮すること」を両立させることが重要です。これらの意識を醸成するためには日常生活の中で教育することが大切です。
- 高齢者の路外逸脱や転倒による事故は、自転車のほか、高齢者が利用する電動車いすでも発生しています。側溝や小さな段差に脱輪したときには、電動車いすであってもバランスを崩して転倒する可能性があります。自宅周辺のガードレールのない用水路等の危険箇所について、御家族で話し合うことが大切です。

### Column9

#### 楽しみながら交通ルールを学ぶことができる教材

未就学児や小学生に対して、自転車の安全利用に必要な「技能」「知識」「行動・態度」を教えるときは、楽しみながら学ぶことができる教材を用いることが効果的です。

各ライフステージに合った教材については、p.122「7 教材紹介」で紹介している警察庁の「自転車ポータルサイト」に掲載していますので、活用しましょう。



#### 【教材例】

トヨタ・モビリティ基金とブリヂストンサイクル株式会社が制作・提供するこどもが楽しみながら交通ルールを学ぶことができるアプリ

### Column10

#### 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度

家庭での自転車の交通安全教育に加えて、まとまった時間が確保できる場合には、専門的な知見を有する事業者・団体等が開催する交通安全教室に参加して、家庭では受けることのできない、自転車の交通安全教育を受けることが効果的です。

都道府県警察では、自転車の交通安全教育を行う事業者・団体等であって、このガイドラインに即した教育を行っているなど一定の基準を満たすものを「自転車の交通安全教育実施事業者」として公表しています。公表事業者は、都道府県警察ホームページや警察庁が運営する「自転車ポータルサイト」に掲載されています。(参照: p.123「8 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」)<自転車ポータルサイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>) >



## (4) 学校等

### 特色

- 日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に教育する立場にあり、ライフステージの変化に合わせた段階的かつ体系的な教育ができる。
- 学校における交通安全教育として、各教科指導や特別活動等を利用した交通安全教室の開催のほか、朝の会や帰りの会等において、日頃から交通安全のための指導・注意喚起・呼び掛けができる。
- 様々な教育の機会を効果的に活用して、教育の時間に応じてその狙いを的確に定めた効果的な教育を行うことができる。

### 教育を行うときのポイント

- 子どもの成長や自転車の利用実態に応じて教育内容を検討し、集団生活を通じて他者への配慮の重要性等が理解できるよう実践的教育を行いましょう。
- このガイドラインには、就学前や学齢期の子どもに対する交通安全教育の内容が記載されていますが、これらの内容を全て学校等の中で行うものではなく、民間事業者や保護者・家族、自治体、地域の団体等が学校等の外で実施する内容が含まれています。学校においては、学習指導要領等や学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』を踏まえて、交通安全教育が行われており、これらとこのガイドラインとの整合性を踏まえつつ、学校での授業や関係機関等と連携した交通安全教育を実施しましょう。

### 主な教育の対象

未就学児～高校生

※ p.14「未就学児」、p.20「小学生（1～3年生）」、p.27「小学生（4～6年生）」、p.37「中学生」、p.46「高校生」参照

### 「技能」の教育内容・教育方法の例

教育内容	バランス能力の向上、ブレーキのかけ方
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>学校のグラウンドや体育館において、警察や自治体等と連携した乗り方教室を実施</li><li>まっすぐ進む、ブレーキで止まるといった基本的な操作を反復練習</li><li>自治体や事業者が開催する交通安全教室への参加</li></ul>

教育内容	公道における交通ルール等（安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。）に則った運転の実践
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>公道走行に向けて、学校のグラウンドや体育館に模擬信号機・標識、交差点を設置して市街地を模した空間（模擬道路）を設定し、安全確認や交通ルールに則った実践的な走行練習</li></ul>

## 教育を行うときのポイント

- ・参加・体験・実践型の交通安全教育を通じて、自転車の運転に必要な技能を習得するだけでなく、主体的・対話的で深い学びにより、このガイドラインに示す「知識」や「行動・態度」と関連付け、理解を深めましょう。

## 「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得するべき知識
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・視聴覚教材、アニメやクイズ等、楽しく交通ルールを学ぶことができる教材の使用</li><li>・ICTを活用した双方向型学習による教育</li><li>・グループワーク等を通じて、生徒が交通ルールの意義について自ら考え、主体的に交通安全について議論することを促す教育</li><li>・朝の会や帰りの会等を通じ、ヘルメットの正しい着用とその効果・必要性を説明 (参照: p.24 「8 正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32 「14 ヘルメット着用が必要なのはなぜ?」)</li></ul>

## 教育を行うときのポイント

- ・教育主体が一方的に交通ルール（知識）を教えるのではなく、質問や意見交換ができるようにして、生徒の主体的な学びを促すことが大切です。
- ・ライフステージの変化に合わせた段階的かつ体系的な教育を行うことができる特色を活かして、関係機関と連携して効果的な教育を行いましょう。
- ・必要に応じて、各ライフステージよりも前段階の教育内容を履修して、交通安全の基礎への理解を深めましょう。

## 「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の習得・徹底
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・通学路や自宅周辺の見とおしの悪い交差点を確認し、危険箇所マップを作成（危険箇所の可視化）</li><li>・実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明を通じて、「止まる」「見る」「確かめる」といった安全行動の必要性を教える</li><li>・シミュレーターを用いた危険性の体感</li></ul>

教育内容	他の人がいることの認識及び他人を思いやる気持ちの醸成
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・歩行者と自転車の優先関係や他の自転車との関係において、どのような配慮を行うべきかについての検討・討論</li><li>・危険な自転車の運転映像を視聴し、どのような運転をすべきか検討・討論</li></ul>

<b>教育内容</b>	歩行者保護の重要性の理解と実践
<b>教育方法 (例)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮を行うべきかについての検討・討論</li> <li>・危険な自転車の運転映像を視聴し、どのような運転をすべきか検討・討論</li> <li>・自転車の事故により損害賠償や刑事責任が生じた事例の学習を通じて、対歩行者事故では加害者にもなり得ることを教える</li> </ul>

<b>教育内容</b>	身の周りの危険箇所の把握
<b>教育方法 (例)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路や自宅周辺の見とおしの悪い交差点や交通事故発生場所を確認し、危険箇所マップを作成（危険箇所の可視化）</li> </ul>

<b>教育内容</b>	歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測
<b>教育方法 (例)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な自転車の運転映像を視聴し、他の交通主体の動きを予測することの必要性について説明</li> <li>・歩行者と自転車の優先関係や他の自転車との関係において、どのような配慮を行うべきかについての検討・討論</li> <li>・シミュレーターを用いた危険予測トレーニング</li> </ul>

<b>教育内容</b>	他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践
<b>教育方法 (例)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明</li> <li>・シミュレーターを用いた危険予測トレーニング</li> <li>・歩行者と自転車の優先関係や他の自転車との関係において、どのような配慮を行うべきかについての検討・討論</li> <li>・自分がどのような運転を行えば自らを守り、交通の円滑を確保することができるかについての検討・討論</li> </ul>

<b>教育内容</b>	他の模範となる運転を行うことの理解と実践
<b>教育方法 (例)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分がどのような運転を行えば自らを守り、交通の円滑を確保することができるかについての検討・討論</li> <li>・交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことに基づく下級生や家族に対する指導、発表</li> </ul>

<b>教育内容</b>	身体機能の成熟により事故を起こした場合に相手方の被害が重大となる可能性があることの理解
<b>教育方法 (例)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明</li> <li>・危険な自転車の運転映像の視聴</li> <li>・自転車の事故により損害賠償や刑事責任が生じた事例の学習を通じて、対歩行者事故では加害者にもなり得ることを教える</li> </ul>

教育内容	「ながらスマホ」等の危険な行為の危険性の理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明</li> <li>危険な自転車の運転映像の視聴</li> <li>シミュレーターやVRゴーグルを活用した危険性の体感</li> </ul>

教育内容	安全な交通社会づくりの理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分がどのような運転を行えば自らを守り、交通の円滑を確保することができるかについての検討・討論</li> <li>交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことに基づく他者への指導、発表</li> <li>地域の交通安全イベントへの参画</li> </ul>

教育内容	刑事・民事上の責任の理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な自転車の運転映像の視聴</li> <li>歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮を行うべきかについての検討・討論</li> <li>自転車の事故により損害賠償や刑事責任が生じた事例の学習</li> </ul>

### 教育を行うときのポイント

- 交通安全教育では、「自分自身を守ること」と「他者の安全に配慮すること」を両立させることが重要です。これらの意識を醸成するためには日常生活の中で教育することが大切です。

### Column11

#### 関係機関・団体との連携、役割分担

学校で行う自転車の交通安全教育の中には、各教科指導で行われるものや、朝の会や帰りの会等における交通ルールの指導、呼び掛けなど、児童生徒に接している教員が行うことが適していると考えられるものもあれば、危険予測に関する教育など、交通安全教育に関する専門的な知見・ノウハウを有する機関・団体が行うことが適していると考えられるものもあります。それぞれの強みをいかすことができるよう、関係機関・団体と連携・役割分担をして、児童生徒に対する自転車の交通安全教育が全体として効果的なものとなるようにすることが重要です。

学校での自転車の交通安全教育については、学習指導要領等や学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』との整合性を踏まえつつ、年間を通じて効果的に行われるよう、自転車の交通安全教育のカリキュラムを整理して、学校安全計画に盛り込み、目的を明確にして効果的に実施されることが期待されます。

## Column12

### 「愛媛県立高校における自転車通学時のヘルメット着用に向けた取組」

愛媛県では、自転車利用時のヘルメットの着用を促進するため、平成25年に施行された「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」において、自転車利用者の責務として、自転車利用時の自転車乗車用ヘルメットの着用を規定しました。

また、平成27年7月には高校生のヘルメット着用の促進を図るため、県内全ての県立高校等においてヘルメット着用を自転車通学の条件とし、自転車通学時のヘルメット着用を義務付け、平成29年度までには私立・国立高校においても同様に義務化されました。

## Column13

### 自転車安全利用モデル高校

警視庁では、都内の高校を対象にした自転車安全利用モデル高校という制度を平成29年から設けています。

同制度は、自転車通学の生徒に対し、自転車の交通安全教育を計画的に実施するとともに、校則により自転車用ヘルメットの着用や賠償保険加入の義務付け等を実施している高校を、「自転車安全利用モデル高校」に指定し、これを賞揚することで、高校生の交通ルール意識の向上や、交通事故被害の軽減等を図っていくことを目的としたものです。

生徒会が中心となり駅周辺等で交通安全キャンペーンを実施するなど、交通安全意識の醸成と安全な自転車利用の促進に貢献しています。（参考：警視庁HP）

### 【事例】ICTを活用した危険箇所のマップ作成

一部の小・中学校では、通学路の危険箇所を図示したマップを作成し、危険箇所での回避行動についてグループワークを実施しています。

危険箇所のマップ作成やグループワークでは、児童生徒に配分されたコンピュータ端末を活用し、児童生徒が危険と感じた場所を調査・集約したほか、危険箇所のマップや写真、ワークシート等をリアルタイムで共有することで、限られた学習時間の中で効果的・効率的に授業を行っています。



## 【事例】中学校における「自転車の「ながら運転」の危険性を考え、理解する」ことをテーマとした指導

- 「ながら運転」の具体的場面の危険性を指導する際に、算数・数学や理科等の知識を活用するなど、教科の学習による見方・考え方が実際の場面で十分に働くよう、その危険性の理由まで学習を深めることができる指導事例を紹介します。
- 交通安全教育の指導案を検討するに当たっては、児童生徒が、危険な場面や他者などの安全を守らなければならない個別の場面に遭遇したとき、それまでの学習を活かし、主体的に考え最適な行動ができるよう、本事例を参考とし、他の教科と関連付けるなど工夫するようしましょう。

### 1 指導のねらい

交通事故による傷害は、人的要因や環境的要因などが関わって発生することを、数学的、科学的な知識及び技能を活用しながら考えることができるようとする。

また、第3学年理科の内容である力学的エネルギーの学習につなげ、指導内容の深化を図る。

【知識及び技能・思考力、判断力、表現力等】

傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、他者や社会に伝えようとする意欲や態度を向上する。

【学びに向かう力、人間性等】

### 2 学習指導要領との関連

保健体育 保健分野(3)傷害の防止 交通事故の危険予測と回避

### 3 指導計画等

#### (1) 交通事故の危険予測と回避

##### ア ねらい

交通事故による傷害は、人的要因、環境要因などが関わって発生することを体験的に理解する。

既習内容を活用し、自転車の「ながら運転」の危険性についての課題意識をもつ。

##### イ 展開

(注) 「○」は評価のポイントを示している。

	学習活動・学習内容	支援・留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"><li>○生徒が経験した道路歩行中に感じた自転車の危険について振り返る。<ul style="list-style-type: none"><li>・発問「道路歩行中に感じた自転車の危険な運転を思い出しましょう。」</li><li>・発問「危険な運転のうち、交通事故の加害者となる可能性の高い場面を挙げましょう。」</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・危険な運転について個人で振り返りをさせてから、小集団で危険な場面を整理させる。</li><li>・交通安全教材等を活用し、具体的な場面を提示する。</li><li>・体験については、運動場又は屋内運動場等で行う。ラインを引き、仮想道路上を走行する。</li></ul>
展開	<ul style="list-style-type: none"><li>○スマートフォン「ながら運転」の体験</li><li>○体験によって気付いたことと危険性についての意見交換<ul style="list-style-type: none"><li>・発問「『ながら運転』をした場合とそうでない場合の違いを挙げましょう。」</li><li>・発問「時速15kmで5秒間、『ながら運転』した場合に何m進むでしょうか、また、その間、どのような危険があるでしょうか。」</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・進行方向の左右に適切な物体を置いたり人を配置したりして、「ながら運転」をした場合としない場合の見え方を比較できるようにする。</li><li>・距離の求め方を確認する。</li><li>○「ながら運転」中は、見えているつもりでも、実際は見えていないことを様々な例を挙げながら認識することができている。</li></ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>○教師による講話<ul style="list-style-type: none"><li>・「ながら運転」時の速さと距離に触れながら危険性を伝える。</li><li>・今後、学習するエネルギーに触れながら、運動する物体が自らに及ぼすエネルギーと他に与えるエネルギーの影響や危険性を伝える。</li><li>・今後に行う課題解決に向けた具体的な取組への意欲をもたせる。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・教科等の学習と関連させる。 算数・数学の学びが活用されていることを意識させる。今後の理科の学習に関連させ、走る自動車がもつ運動エネルギーの大きさについて触れる。さらに、その運動エネルギーを他の物体（例：ピストルの弾丸など）の運動エネルギーと比較させながら、走る自転車の危険性を説明する。</li><li>○算数・数学等の教科の学習が活用されることについて、教科の学習の大切さを述べている。（ワークシート）</li><li>・「ながら運転」による事故の新聞記事等を活用する。</li></ul>

## (2) 交通事故防止

### ア ねらい

交通事故の防止に向けて、危険の予測やその回避の方法について学んだことを、他者や社会に伝える方法を考え、伝える。

### イ 展開

(注) 「○」は評価のポイントを示している。

	学習活動・学習内容	支援・留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ながら運転」の危険性の確認をする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・発問「前回の授業では、どんな体験を通してどのような学習をしましたか。」</li> <li>・発問「『ながら運転』がなぜ危険なのか説明してください。」</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科等の学習と関連を想起させる。算数・数学の学びが活用されていることを再確認させる。今後の理科で学習する走る自転車がもつ運動エネルギーの大きさについて触れ、走る自転車の大きな運動エネルギーの影響力、例えば、衝突時の影響力がどの程度になるのか考えさせる。</li> </ul>
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ながら運転」の危険を伝え地域での交通事故を減らす取組を考える。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・発問「ながら運転による交通事故を減らす取組をどのように行いますか。」</li> </ul> </li> <li>○「ながら運転」の危険性を発信し、交通事故を減らす取組を考える。           <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の健全育成会議等でのプレゼンテーション</li> <li>・校区の小学校児童に対するプレゼンテーション</li> <li>・「ながら運転」防止標語の作成</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進行方向の左右に適切な物体を置いたり人を配置したりして、「ながら運転」をした場合としない場合の見え方を比較できるようにする。</li> <li>・距離の求め方を確認する。</li> <li>・「ながら運転」をした場合としない場合の見え方について、「(1)交通事故の危険予測と回避」での学習を活用し、その危険性についてプレゼンテーションを行う。</li> <li>○教科の学びを活用しながらプレゼンテーションを考えることができている。</li> </ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教師による講話           <ul style="list-style-type: none"> <li>・次時からの活動についての説明をする。</li> <li>・地域の人々に「ながら運転」の危険性を理由を明確にして伝える取組を学級活動で行うことを伝える。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人々に対して行う。</li> <li>・生活班ごとに視聴覚教材、ポスターなどを作成、活用し分かりやすく説明する。</li> </ul>

(参考：全国学校安全教育研究会「研究紀要」)

## 【事例】小学生向けの教育プログラムに関する実証

### 1 教育プログラムに関する実証について

警察庁では、自転車の交通安全教育について、実証に基づく定量的・定性的なエビデンスを得ることを目標に、交通心理学の専門家や交通安全教育実施者といった有識者からなる調査研究委員会を開催し、授業内での教師から生徒への問い合わせや生徒同士のグループワークといった双方向型教育を取り入れた教育プログラムを検討し、学校の授業における実証を通じてその教育効果等について検証を行いました。

教育プログラムの作成においては、交通事故の怖さや悲惨さの体験を通じた交通事故防止を目的として実施する交通安全教育手法とは異なり、「事故リスクが潜む道路交通環境に適応するための力を身に付け、将来的に、交通社会の一員としての責任を果たすことができるよう、自転車を運転する際に必要な資質・能力を習得すること」を教育の目的に設定し、教育内容の検討を行いました。

### 2 教育対象と教育目標

対象は、自転車の利用頻度が上昇する年齢層である小学生としました。

教育目標は、道路幅の狭い交差点で自転車負傷事故が複数回発生しているといった実証協力校の通学区域の特徴も踏まえ、対象年齢層に特に習得してもらいたい「交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の徹底」（小学3年生）、「歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測と危険の回避」（小学6年生）としました。

### 3 教育内容

教育目標の達成に特に必要と思われる教育内容を取り入れてプログラムを作成しました。また、「ヘルメットの着用」や「点検整備」といった、知識として身に付けたい内容もこの教育プログラムの教育内容としました。

このガイドラインに記載している小学生に関する教育内容のうち、この教育プログラムに取り入れた項目は、次のとおりです。

		小学生（1～3年生）	小学生（4～6年生）
技能	・バランス能力の向上 ・ブレーキのかけ方	・公道における交通ルール等（安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。）に則った運転の実践	
知識	・道路交通法上の自転車の位置付け ・車道の通行方法 ・歩道の通行方法 ・駐輪場所・駐輪方法 ・交差点の通行方法 ・信号機の信号等に従う義務 ・徐行すべき場所 ・指定場所における一時停止 ・右左折の方法 ・踏切の通行方法 ・ヘルメットの着用 ・ライトの点灯 ・点検整備	・道路交通法上の自転車の位置付け ・車道の通行方法 ・歩道の通行方法 ・横断歩行者の優先 ・並進の禁止 ・駐輪場所・駐輪方法 ・交差点の通行方法 ・信号機の信号等に従う義務 ・徐行すべき場所 ・指定場所における一時停止 ・右左折の方法 ・踏切の通行方法 ・二人乗り等の禁止 ・携帯電話使用等の禁止 ・ヘルメットの着用 ・ライトの点灯 ・点検整備 ・事故時の対応	
行動・態度	・交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の徹底 ・歩行者保護の重要性の理解と実践	・身の周りの危険箇所の把握 ・歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測 ・歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践 ・他の模範となる安全な運転を行うことの理解と実践	

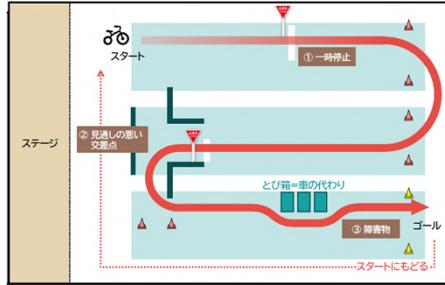
※ 黄色ハイライトが今回の教育プログラムで教育内容に取り入れた項目

#### 4 教育方法

実証協力校（東京都内の小学校）の小学3年生と小学6年生を対象に、授業時間（2時限分）を活用して、教室における座学（小学3年生と小学6年生は個別で実施）と体育館での実技（小学3年生と小学6年生の合同で実施）を行いました。

座学は、自転車の交通ルール（知識）に加え、自転車を運転する際の行動・態度を学ぶ内容とし、特に小学6年生には、具体的な場面の写真を基に、どのような危険が予想されるかなどについて、グループワークによる議論をしてもらいました。

実技は、体育館内に公道を模したコースを設置し、自転車の運転に関する技能の学習に加え、座学で学習した内容が実践できているかを確認するため、小学3年生が走行し、小学6年生が付き添って指導（アドバイス）を行う形で実施しました。



実技のコース（イメージ）



小学6年生のグループワークで使用した写真（例）

#### 5 効果測定

授業の実施前、実施直後、実施1か月後の各時点で、参加児童に対して具体的な交差点の写真を示し、自分が自転車でその交差点を左折するときに確認する場所等を回答してもらい、回答における指摘箇所や内容の変化を確認することにより、教育効果を測定しました。

また、授業実施後に、参加者に対してアンケートを実施し、授業を通じて役立ったと思う内容、自転車に乗るときに気を付けたいこと等について確認するとともに、授業を担当した教員に対して聞き取りを実施し、実証した授業で重要なと思う内容、省いてもよいと思う内容等を確認しました。

#### 6 実証結果

交差点における確認箇所数について、小学3年生、小学6年生とともに、授業の実施前と実施後を比べると、授業の実施後の方が多く、実施1か月後も一定程度効果の持続が見られました。また、授業前時点では確認箇所数が少なかった児童の方が確認箇所数が多かった児童と比べて、この傾向が顕著に見られました。

のことから、今回の教育プログラムが参加児童の「行動・態度」に一定の教育効果があることが示唆されます。

また、参加者へのアンケート、教員への聞き取り結果から、教育内容や教育方法について、主に以下の示唆が得られました。

- ・集中力を持続させて教育を実施するためには、特定のテーマに絞ることが必要
- ・クラスの前で発表するなど学んだ内容をアウトプットすることで自らの理解が深まる
- ・上級生から下級生への指導を通じて、上級生に、下級生の模範となるべき立場であるとの自覚が芽生える
- ・主体的な学びを促進する上で、グループワークの実施は効果的
- ・教育の実施にあたっては、運用面での支援を含め、警察や自治体等の協力が不可欠
- ・ヘルメットの正しい着用の仕方や自転車の整備・点検など、個別に補助が必要な教育内容については、学校だけで教育を行うことが難しい場合があるため、保護者や地域等、学校以外の教育主体との役割分担が必要である



効果測定で使用した問題（小学6年生用）

## 7 まとめ

双方向型教育を取り入れた今回の教育プログラムは、教育対象であった小学生の行動・態度の変化に一定効果があることが示唆されました。また、参加者へのアンケートや教員へのヒアリングの結果から、教育プログラムの中で実施をしたグループワークや上級生から下級生への指導について、他の模範となる安全な運転を行うことの理解や主体的な学びにつながることについて、示唆を得ることができました。

また、ヒアリングでは、交通安全教育については、学校だけで完結することは困難であり、実施にあたり警察や自治体等の支援が不可欠であることや、自転車の交通安全教育には保護者・家族等、学校以外の教育主体との役割分担が必要であることが改めて明らかになりました。

学校での交通安全教育を支援する側においても、従来の交通安全教育の手法にとらわれず、昨今の学校教育を取り巻く環境変化を十分に理解し、指導に関わる能力（子どもの理解、学校安全の考え方、専門性など）の向上や連携体制の構築を、「学校一家庭一地域」の枠組みの中で推進することが求められます。

## (5) 雇用主事業者

### 特色

- 従業員が業務で自転車を利用する場合は使用者責任を負う。自転車通勤をしている場合は、当該従業員の自転車の安全な利用のために、教育を行うことが求められる。
- 社内研修等の機会を通じ、交通ルールの教育や、企業責任と関連付けて社会的責任の啓発を行うことができる。
- 外国人の従業員を有する企業で、外国人従業員が業務又は通勤で自転車を利用する場合には、外国人従業員が日本の交通ルールやマナーを理解し、自転車を安全に利用することができるよう教育を行うことが重要となっている。

#### 教育を行うときのポイント

- 業務で自転車を使用する事業所の場合は、運行管理や指導教育、日常の運行前点検等を実施して、事業所全体で交通安全意識を高めましょう。

### 主な教育の対象

成人（外国人を含む。） ※p.54「成人」参照

### 「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	全般の交通ルール
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・社内研修や交通安全 e ラーニング等を活用した従業員への定期的な教育</li><li>・事業所や駐輪場等でのポスターの掲示等により自転車の交通ルールを周知</li><li>・忘年会シーズン等の飲酒運転が増えやすいと考えられる時期における飲酒運転禁止の注意喚起</li><li>・ヘルメット着用の効果・必要性の呼び掛け（参照：p.24 「 正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32 「 ヘルメット着用が必要なのはなぜ？」）</li></ul>

#### 教育を行うときのポイント

- 「朝礼等の短時間の機会」と「社内研修等の長時間の機会」ごとに教育方法や教育内容を工夫して効果的な教育を実施するとともに、映像やイラストを用いて外国人従業員をはじめとする様々な立場の従業員に分かりやすい内容となるようにしましょう。（参照：p.122「7 教材紹介」）

## Column14

### 交通安全 e ラーニング

e ラーニングは、パソコンやスマートフォン、タブレットなどの情報機器を使って、インターネットなどを経由して学習することです。

自治体や企業では、e ラーニングによる交通安全教育を推進しており、有効活用することで自転車の安全利用に係る理解が深まることが期待できます。



(イラスト出典：日本自動車連盟)

## 「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮を行うべきかについての検討・討論</li><li>自分の行動を振り返り、自分がどのような運転を行えば自らを守り、交通の円滑を確保することができるかについての検討・討論</li></ul>
教育内容	他の模範となる運転を行うことの理解と実践
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>企業の社会的責任、通勤災害防止の観点から、法に則った模範的な運転が重要であることを説明</li></ul>
教育内容	安全な交通社会づくりの理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>自治体等が開催する交通安全イベントの案内と参加の促進</li></ul>
教育内容	刑事・民事上の責任の理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>交通事故を起こした場合における損害賠償責任について、実際に自転車の交通事故で多額（9,500万円超）の賠償金が命じられた事例を紹介（参照：p.73 「<span style="color: green;">25</span> 損害賠償事例と自転車損害賠償責任保険等の加入」）するなどの説明</li><li>対歩行者事故や飲酒運転等により損害賠償や刑事責任が発生した事例を紹介</li></ul>

### 教育を行うときのポイント

- 交通ルールを守るほかに、自転車自体の安全性の確保も交通事故防止のために重要です。通勤災害防止のため、安全性が確保された自転車を利用することの重要性について教育しましょう。（参照：p.72 「column8 自転車の安全性を示すマーク」）

## (6) 自治体

### 特色

- ▶ 地域の道路事情や住民の居住実態等を把握しており、地域の特性に応じた交通安全教育を地域に根ざした形で実施することができる。
- ▶ 関係機関・団体が開催する交通安全教室等について、住民に広く周知することができる。

### 教育を行うときのポイント

- ・地域の交通実態に応じた教育内容を検討するとともに、地域の交通安全活動の主体として関係機関や事業者等と連携して交通安全教育を推進しましょう。

### 主な教育の対象

#### 全ライフステージ

※ p.14「未就学児」、p.20「小学生（1～3年生）」、p.27「小学生（4～6年生）」、p.37「中学生」、p.46「高校生」、p.54「成人」、p.64「高齢者」参照

### 教育を行うときのポイント

- ・対象者のライフステージに応じた教育内容を確認し、対象者の知識等の習得状況に応じて、教育内容や教育方法を検討しましょう。習得状況によっては、各ライフステージよりも前段階の教育内容を選択することも検討しましょう。

### 26 広報誌等を活用した高齢者への周知

警察庁交通局が令和6年に実施した調査研究では、高齢者に対しては、新聞・雑誌や自治体の広報誌など従来型の紙媒体による広報に優位性があるとされています。

例えば、高齢者に対しては、地域の道路における危険箇所や事業者等と連携した交通安全教室の開催案内を広報誌を使って周知することが効果的と考えられます。

### 「技能」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する技能
教育方法 (例)	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者で増加する路外逸脱や転倒の防止のため、重い荷物を積んだ状態での自転車乗車体験等を内容とする交通安全教室の開催</li><li>・事業者等と連携した自転車の安全な乗り方に関する交通安全教室の開催</li></ul>

## 教育を行うときのポイント

- ・ライフステージや運転技能に応じて、公道以外の場所での練習を取り入れましょう。
- ・家族や保護者が一緒に参加する交通安全教室は、対象者の運転技能を保護者等が確認する機会となり、家族の話合いのきっかけにもなります。

### 【事例】交通公園の再整備と自転車教室の開催

京都市では、老朽化した大宮交通公園を、自転車を通じて学び、楽しみ、交流する場となるよう、自転車安全教育の拠点（サイクルセンター）として再整備しました。

公園には、実際の道路と同じように信号機や矢羽根マークが整備された「模擬道路」があるほか、「自転車広場」ではこどもから高齢者までライフステージに応じた自転車教室が開催されています。



## 「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する知識
教育方法 (例)	自治体の広報誌、ウェブサイト等を通じ、地域の住民に対して交通ルールを周知 ヘルメットの正しい着用とその効果・必要性の説明、ヘルメット着用の促進（参考：p.24 「8 正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32 「14 ヘルメット着用が必要なのはなぜ？」）

## 教育を行うときのポイント

- ・地区の集会を開催したときに、リーフレット等を配布して交通ルールについて説明したり、広報誌等を有効活用して自転車の安全利用を呼び掛けたりしましょう。

### 【事例】「自転車運転免許証」の交付

練馬区では、学校・警察と連携し、区立小学校の3年生又は4年生を対象に、自転車の交通安全教育を実施しています。受講後、実技試験及び筆記試験を実施した上で、受講生（児童）に対して「自転車運転免許証」を交付しています。



(イラスト出典：練馬区ホームページ)

## 「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する行動・態度
教育方法 (例)	・地域の道路における危険箇所の呼び掛けと通行時の留意点について説明 ・交通安全イベントの開催や交通安全ボランティアの募集等を通じた地域の安全な交通社会づくりに対する意識の醸成

### 教育を行うときのポイント

- ・危険箇所における安全な通行方法を教えるときは、危険箇所付近の通行すべき場所（位置）について、写真やイラストを用いて具体的に説明しましょう。
- ・転落防止柵のない用水路付近を通るときは、状況に応じて、自転車から降りて押し歩きするなど、安全な通行方法について説明しましょう。

### 【事例】自治体による地域における危険箇所の呼び掛け

岡山市では、用水路等への転落事故を防止するため、地域における危険箇所を具体的に示した啓発チラシを作成し、地域住民に注意喚起をしています。

### 用水路は要注意!



転落は  
命に関わります

用水路は要注意!

毎年多発!

用水路からの転落事故件数  
N=596件(内死亡事故52件)

年齢構成  
N=596件  
65歳以上 59%  
50歳~64歳 15%  
40歳~49歳 25%  
その他 1%  
事故発生の時間帯  
N=596件  
21時~0時 29%  
18時~21時 29%  
9時~12時 21%  
13時~16時 21%

岡山市  
OKAYAMA CITY

### こんな場所が要注意!!

- ①狭い道路に隣接する用水路等
- ②交差点の進行方向にある用水路等
- ③進路上にある用水路等
- ④同じ方向の道路をつなぐ橋にある用水路等
- ⑤カーブの外側にある用水路等

用水路等で転落しないために

- 近くを通行するときは注意しましょう
- 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう
- 夜間はライトを点灯しましょう
- 飲酒運転は絶対にやめましょう

①~⑤のような危険な場所があれば、お近くの  
•区役所(地域整備課、土木農林分室または農林水産振興課)  
•支所(産業建設課)まで、ご連絡ください。

(イラスト出典: 岡山市ホームページ)

## (7) 交通安全教育を行う民間事業者や地域の団体

### 特色

- 専門的知見や専用の資機材を有し、受講者のライフステージに応じた交通安全教育を臨機応変に提供することができる。
- 交通安全教育の指導者養成や他の実施主体と連携して交通安全教育を実施することで、より多くの人に対して質の高い交通安全教育を提供することができる。

#### 教育を行うときのポイント

- (1)～(6)の実施主体と連携するなどし、専門的な知見や資機材を活用して効果的な教育を目指すとともに、それぞれが情報交換を行うなどして交通安全教育をよりよいものとしましょう。

### 主な教育の対象

全ライフステージ

※ p.14「未就学児」、p.20「小学生（1～3年生）」、p.27「小学生（4～6年生）」、p.37「中学生」、p.46「高校生」、p.54「成人」、p.64「高齢者」参照

#### 教育を行うときのポイント

- 対象者のライフステージに応じた教育内容を確認し、対象者の知識等の習得状況に応じて、教育内容や教育方法を検討しましょう。習得状況によっては、各ライフステージよりも前段階の教育内容を選択することも検討しましょう。

### 「技能」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する技能
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・バランス能力及びブレーキのかけ方の練習</li><li>・市街地等の混合交通を模した中での安全な通行の練習</li></ul>

#### 教育を行うときのポイント

- 公道以外の場所で開催するときは、ブレーキのかけ方等に加えて、模擬信号機や標識等を設置した模擬市街地を設定し、ルールに則った走行の練習ができる教育方法を取り入れるなど、実践的な運転技能の向上を図りましょう。

### 【事例】未就学児に対する乗り方教室

一般社団法人市民自転車学校プロジェクトでは、未就学児を対象に「遊びながら学ぶ」ことに着目し、ペダルなし二輪遊具を使用したゲームを通じて、バランス感覚や「認知・判断・行動」といった能力を養い、自転車での公道デビューに向けて運転に必要なスキルを身に付ける乗り方教室を開催しています。



### 【事例】模擬道路における実践型学習

一般財団法人日本交通安全教育普及協会では、地域や小学校等と連携し、学校のグラウンド等に模擬信号・標識、遮蔽物による死角を設置し、市街地を模したコースにおける実践型の教育に取り組んでいます。



### 【事例】障害者向けの自転車教育

一般社団法人市民自転車学校プロジェクトでは、障害者の自転車利用を促進するため、ペダルなし二輪遊具やタンデム自転車、ハンドサイクルを活用した障害者に対する自転車教育を行っています。

「技能」ではゲーム形式で楽しみながら学べるプログラムを、「知識」では個人に合わせて理解しやすいよう段階的に、また体験を通じて学べるプログラムを取り入れたりしています。



## 「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する知識
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・視聴覚教材、アニメやクイズ等、楽しく交通ルールを学ぶことができる教材の使用</li><li>・ICTを活用した双方向型学習による教育</li><li>・グループワーク等を通じ、生徒が交通ルールの意義について自ら考え、主体的に交通安全について議論することを促す</li><li>・ヘルメットの正しい着用とその効果・必要性の説明、ヘルメット着用の促進（参考：p.24 「<span style="color: green;">8</span> 正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32 「<span style="color: green;">14</span> ヘルメット着用が必要なのはなぜ？」）</li></ul>

### 教育を行うときのポイント

- ・対象者が主体的に考えられるような教育方法を積極的に取り入れ、指導者の専門的な知識を生かしながら、正しい交通ルールの理解と定着を図りましょう。

## 「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する行動・態度
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・開催地域の見とおしの悪い交差点や交通事故発生場所を確認し、危険箇所マップを作成（危険箇所の可視化）</li><li>・実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明</li><li>・シミュレーターやVRゴーグルを用いた危険性の体感と危険予測トレーニング</li><li>・歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮を行うべきかについての検討・討論</li><li>・自分がどのような運転を行えば自らを守り、交通の円滑を確保することができるかについての検討・討論</li><li>・交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことに基づく他者への指導、発表</li><li>・自転車の事故により損害賠償や刑事責任が生じた事例の学習</li><li>・地域の交通安全イベントへの参画</li></ul>

### 教育を行うときのポイント

- ・事故事例を活用した教育により、自転車を安全に利用するための行動や態度を具体的に理解することができます。また、シミュレーターなどを用いた参加・体験・実践型の交通安全教育により、危険を実感することも効果的です。

### 【事例】ICTを活用した交通ルールの学習

一般財団法人日本交通安全教育普及協会では、地域及び小・中・高校と連携し、ICTやオンラインを活用した交通安全教室を開催しています。参加・体験型の学習手法を取り入れることで、児童生徒が主体的に交通安全に関する知識やルール、マナーを習得できるよう工夫を凝らしています。



タブレットを使って教育用アプリから学習した内容の確認と感想をクラス全員で共有

### 【事例】自治体等と連携した出前教室

ブリヂストンサイクル株式会社では、自治体・学校・警察からの問合せや依頼内容に応じた交通安全啓発活動を行っています。

「ライフステージ別に、どのような内容を、どのように伝えたら意識変容・行動変容を起こせるか」、参加者の反応を見ながら内容を見直し、啓発活動を行っています。



### 【事例】交通安全こども自転車大会の開催

一般財団法人全日本（都道府県）交通安全協会では、全国の小学生に自転車の安全な乗り方の競技を通じて、交通ルールや走行技能を身に付けるとともに、交通安全意識の高揚を図ることを目的に、自転車大会を開催しています。



### 【事例】交通安全教育指導者研修会の開催

一般財団法人日本交通安全教育普及協会では、交通安全教育に携わる行政担当者や交通指導員等を対象に、基礎理論や指導方法の講義、実践事例の発表、班別協議などを通じて、指導者の資質向上と実践活動の促進を目的とした研修会をオンライン形式で開催しています。



## Column15

### スケアード・ストレイト方式による交通安全教育について

#### 1 スケアード・ストレイト方式についての調査の実施

スケアード・ストレイト方式（以下「SS方式」といいます。）とは、プロのスタントマンが交通事故を再現することで、交通事故の怖さを体感し、交通ルール遵守の重要性について考える交通安全教育手法です。

SS方式は、これまで広く取り入れられてきた手法ですが、命を大切にするために行う交通安全教育の現場で、スタントマンが事故に遭うところを見せることが手法として適切であるかとの指摘があります。また、特に近しい人を交通事故で亡くしている方のフラッシュバックのきっかけとなり得るのではないかとの指摘もあります。そこで、SS方式の今後の在り方の検討の参考とすることを目的に、警察庁交通企画課で令和7年度に実施した「自転車の交通安全教育の充実化に向けた調査研究委員会」において、SS方式に関する文献調査や、SS方式を実施した（する）学校の教員等に対するアンケート調査を実施しました。



スケアード・ストレイトの実演例

#### 2 文献調査

脅威アピールに基づく教育手法（脅威情報を示して恐れを与え、脅威を回避するための対処行動に関する情報を提示して、対処行動を実行するように推奨する手法）について、国内外の文献において、以下のような指摘が確認されました。

- ・受講者の不安全な行動を促す場合もあり、期待より態度や行動を変容させる効果は弱い
- ・慢性的な不安やストレス、不必要的不快感を与える可能性がある
- ・安全教育としての効果は大きくなく、むしろ逆効果となる可能性がある
- ・脅威アピール型教育を行うのであれば、具体的な対処行動を教える、あるいは、対処行動を考える訓練をすることが必須

#### 3 教員に対するアンケート調査

SS方式の実施校・実施予定校（小学校～高校）の担当教員（計104名）を対象に、令和7年9月にアンケート調査を行ったところ、その結果の概要は以下のとおりでした。

- ・実施受入れ理由は「生徒に事故の恐ろしさを理解させるため」との回答が最多
- ・実施に際して、生徒のメンタル面への影響を懸念したことや配慮したことがあるとの回答が7割近くに上り、約3割の教員はSS方式の積極的な実施意向は示していない
- ・スタントマンの演技を賞賛するなど、交通安全教育の本来の目的と異なる反応を示す生徒が認められたと回答する教員が一定数存在した
- ・一方、実施後の生徒の安全意識に関しては、約8割が「上がった」と感じており、SS方式を交通安全教育手法として「適切」と考える教員も多い。約7割の教員は今後の継続実施の意向を示している
- ・実施経緯について、自発的に応募したとの回答は約2割にとどまる。危険箇所の情報を生徒から収集し発信する安全マップづくりの活動、新入生のための安全な自転車運転の動画づくりといった「生徒の主体性を重視した教育活動」の実践意向を示す教員も一定存在した

加えて、実施校の教員だけでなく、全国学校安全教育研究会（※）に参画する教員（計33名）を対象に、追加アンケート調査を行ったところ、以下の結果が得られました。

- ・SS方式を交通安全教育手法として「適切」とする回答と「不適切」とする回答の数がおよそ同数であった
- ・SS方式の実施意向については、約8割の教員が消極的な回答であった

※ 学校安全教育に関する調査、研究並びに普及推進を図ることを目的とする、全国の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教職員並びに教職員関係者を会員とする団体。

「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」の構成員でもある。

#### 4 まとめ（S S 方式の今後の在り方について）

S S 方式については、教員から生徒のメンタル面の懸念や配慮の必要性が多数指摘されています。S S 方式の実施主体、学校を含む関係者が倫理的な懸案事項をあらかじめ共有した上でS S 方式の実施するかどうかを判断することが重要です。

今回の調査結果では、生徒の安全意識の向上につながったとの意見が多い一方で、新たな手法の導入は学校現場の負担の課題もあることから、代替手法が示されない中では、現行の手法に対して肯定的な回答が出やすいと考えられる点に留意が必要です。

また、実際の態度や行動を変容させる効果には否定的な指摘もありました。スタントマンによる実演自体を否定するものではありませんが、事故の恐ろしさを理解させて行動・態度を変えようとする方式の実施は慎重であるべきであり、危険予測の習得に重点を置くなど、事故の脅威アピールから脱却することが必要と考えられます。加えて、スタントマンの演技を強調する、「スタントショー」としての要素が強すぎると、交通ルール遵守の重要性といった、本来学ぶべき事項がおろそかになることに留意する必要があります。

S S 方式については、学校教育の現場で必ずしも積極的な理由で実施されているものではなく、現在の学校教育が「主体的・対話的で深い学び」を重視し、生徒が主体的に安全行動をとるための具体的な知識や思考力を育む教育への転換が期待されていることを踏まえると、事故の脅威アピールを前提としたS S 方式以外の交通安全教育の選択肢を学校が検討することができるよう、警察や実施主体をはじめとする関係機関が、現在の学校教育の方向性を踏まえ、現行の教育手法に関する見直しや工夫、新たな教育手法の開発の検討を行うことが求められます。

## (8) 警察の取組事例

### 警察における自転車の交通安全教育

警察では、自転車の安全・安心な利用のため、学校、事業者、自治体等と連携して、交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、ルールを守らない自転車利用者に対する指導取締りを実施しています。

### 取組事例

#### ①学校等との連携

警察官を学校等に派遣し、児童生徒等に対して、

- 実技指導（法規走行）や危険予測に関する実践的な教育
- ヘルメットの着用促進に向けた広報啓発

等を行っています。

#### 【保育園・幼稚園】

保護者参加型の交通安全教室



#### 【小学校】

模擬道路における実技指導



#### 【中学校】

VRゴーグル・シミュレーターを活用した危険予測



#### 【高等学校】

「自転車ヘルメット着用推進リーダー」の任命と着用促進に向けた広報啓発



#### 埼玉県警察

#### 「こども自転車運転免許証」の交付

小学校と連携して小学生に対する交通安全講習を実施し、講習終了後、学科試験・実技試験を行っています。子どもの交通安全に対する意識を高めるため、試験合格者に「自転車運転免許証」を交付しています。

氏名	埼玉太郎	交通安全
学校名	さいたま市立〇〇小学校	自転車運転免許証
小学校卒業まで有効		
交付	令和02年04月01日	
交通ルールを守ります		
〇〇市教育委員会・〇〇警察署		



## 取組事例

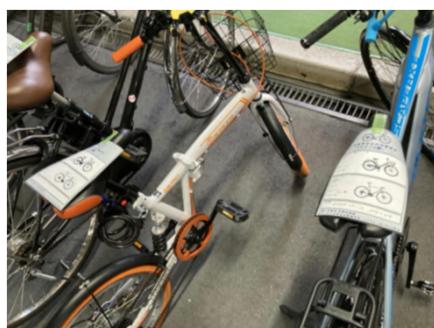
### ②事業者との連携

- 通勤や業務に自転車を利用する従業員
- 外国人従業員（技能実習生）
- 訪日外国人旅行者（レンタサイクル・シェアサイクル利用者）

等に対する教育と広報啓発を実施しています。

### 【販売事業者】

自転車配達員に対する安全教育の  
機会に点検整備箇所について確認



### 【レンタサイクル・シェアサイクル事業者】

多言語による自転車の交通ルールの  
広報啓発



### 【雇用主事業者】

外国人従業員に対する交通安全教室



※二次元コードを記したプレートを自転車  
(シェアサイクル) の前かごに取り付けてお  
り、利用者が二次元コードをスマートフォン  
等で読み取ることで四か国語による自転車の  
交通ルールが閲覧できる。

### ③自治体等との連携

高齢者に対して、

- 買物や通院等の日常生活
- 老人クラブ等の活動
- 家庭（戸別）訪問

等の機会を捉えた教育を実施しています。

### 【自治体】

公民館における出前教室



## 取組事例

### ④免許証の更新時講習時における交通安全教育

免許証の更新時講習や高齢者講習で使用する講習用動画において、自転車の交通ルールについて教育を実施しているほか、都道府県警察のホームページで自転車の安全利用を図るための教育教材等を公開しています。

#### 【更新時講習用動画】※画面キャプチャ



※「自転車の保護」の観点から自転車の交通ルールや対自転車事故の特徴

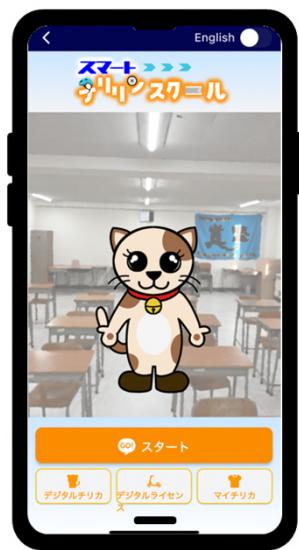
(出会い頭事故が多い)について説明する講習用動画

#### 【自転車の安全利用を図る教育教材】

##### 福岡県警察 「eチャリ・ラーニング～自転車の学校～」



##### 神奈川県警察 「スマートチリinskール」



#### 各都道府県警察の交通安全に関する問合せ先

交通安全教育をはじめとする交通安全に関する業務は、各都道府県の警察本部「交通企画課」(都道府県によっては「交通総務課」という名称の場合があります。)が担当しています。警察に交通安全教育を依頼する場合など交通安全に関する問合せは、各都道府県警察のホームページで連絡先(代表番号等)を確認していただき、「交通企画課」(又は「交通総務課」)宛てにお問合せください。

## 取組事例

### ⑤指導取締りの際の交通安全教育

自転車の交通違反に対して、原則として、指導警告を実施しています。また、悪質・危険な違反に対しては検挙を行っています。

こうした中で、自転車の交通ルールについて理解し、交通ルールを守るよう指導を行っています。

#### ○指導警告

違反の態様が悪質・危険な違反に直ちに当たることがないときは、原則として、現場で「指導警告票」等を渡すなどし、指導警告を行います。

指導警告は、同じ違反をすることのないよう、違反者自身が行った行為が交通違反になるなど自らの違反の危険性や交通ルールを遵守すべきことの重要性を理解してもらうことを目的としています。

#### 【指導警告票】

(例：奈良県警察)

自転車指導警告票			
交付日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分		
取扱者	署・隊		
あなたの運転行為は			
<input type="checkbox"/> 飲酒運転	<input type="checkbox"/> 信号無視	<input type="checkbox"/> 口笛	進
<input type="checkbox"/> 一時停止	<input type="checkbox"/> 無灯火	<input type="checkbox"/> 二人乗り	
<input type="checkbox"/> 通行禁止	<input type="checkbox"/> 歩道通行	<input type="checkbox"/> 右側通行	
<input type="checkbox"/> 歩道通行の方法	<input type="checkbox"/> 整備不良		
□不安定運転等 《口笛なし運転 □手ばなし運転 □過積載》			
□携帯電話使用等 □イヤホン等使用 □			
○道路交通法違反に抵触します。			
これらの行為は、交通事故の原因となり大変危険です。 「自転車も乗車車両は自動車と同じ車両の仲間」です。 このような違反を繰り返さず、安全運転に努めてください。 なお、酒酔い・酒気帯び運転、ビスト等の制動装置不良車運転、遮断踏切立ち入りは、直ちに検挙の対象となります。			
奈良県警察			

自転車安全指導カード			
交付日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分		
取扱者	署・隊		
□ 信号は守りましょう。			
□ 歩道では、歩行者の通行を優先させましょう。			
□ 並進せず、1列で通行しましょう。			
□ 「止まれ」の標識のある所や、見通しの悪い交差点を渡るときは、必ず止まって安全確認をしましょう。			
□ 暗くなり出す前からライトをつけてましょう。			
□ 二人乗りや手放し運転はやめましょう。			
□ 運転中に携帯電話（スマート）を使ってはいけません。			
□ 運転中にイヤホン等を使って、音楽を聞くなどしてはいけません。			
□ 傘さし運転は危険なのでやめましょう。			
□ 交通事故が起きた際の被害防止や被害を軽くするため自転車を運転する際はヘルメットをかぶりましょう。			
□ 路切を渡るときは、必ず止まって安全確認をしましょう。			
□ 運転する自転車の整備をしましょう。 (ブレーキ・タイヤ・ライト・反射材など)			
奈良県警察			



※様式は都道府県警察によって異なる

#### ○検挙

交通違反が交通事故の原因となるような、歩行者や車両にとって、危険性・迷惑性の高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

### 27 「交通安全教育指針」と「交通の方法に関する教則」

国家公安委員会は、交通安全教育を行う方が効果的かつ適切な教育を行うことができるようするための交通安全教育に関する指針（交通安全教育指針）、道路を通行する方が適正な交通の方法を容易に理解することができるようするための教則（交通の方法に関する教則）を作成・公表しています。

これらには、自転車の正しい乗り方や運転に必要な知識等が含まれています。